

事業年報概要

1. 総括

平成20年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」と略す。平成20年9月以前は政府管掌健康保険）及び船員保険を中心に概観する。

平成20年10月に、政府管掌健康保険を国から引き継ぐ民間組織として全国健康保険協会が設立された。

平成20年度における制度改正としては、平成20年4月に、75歳以上の者を被保険者とする後期高齢者医療制度の創設、保険者からの給付の割合が8割となる若年者の範囲の拡大（3歳未満から義務教育就学前へ）、70歳以上の一般の者への給付割合の変更（9割から8割へ）が行われ、平成21年1月には、産科医療補償制度に加入している医療機関等における出産に係る出産育児一時金の支給額の変更（35万円から38万円へ）が行われた。

(1) 加入者数

平成20年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第1表である。加入者数は、協会けんぽが3,470万5千人、総人口の27.2%、組合管掌健康保険（以下「組合健保」と略す。）が3,033万7千人、同23.8%、国民健康保険（以下「国保」と略す。）が3,949万2千人、同31.0%であり、この3制度で大半を占めている。また、健康保険法

第3条第2項被保険者（以下「法第3条第2項」と略す。）は1万7千人、船員保険は14万4千人、共済組合は902万3千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第2表である。協会けんぽは、平成15年度までは減少していたが、平成16年度から平成19年度までは増加しており、平成20年度は、75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75歳以上の被保険者の75歳未満の被扶養者が国保の被保険者となったことなどから減少している。法第3条第2項は年々減少している。

(2) 被保険者数

制度別に被保険者数の推移をみたものが、第3表である。協会けんぽは、平成15年度以降は増加していたが、平成20年度は減少に転じている。組合健保は、平成16年度以降、毎年増加している。法第3条第2項は毎年減少している。共済組合は、平成7年度以降は平成16年度以外、毎年減少している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.1%の減少となっており、組合健保は0.2%の増加となっている。法第3条第2項は11.8%の大幅な減少となっている。

第1表 医療保障適用人口（平成20年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	127,567	100.0
協会けんぽ	19,496	15,210	34,705	27.2
法第3条第2項	11	6	17	0.0
組合健保	15,906	14,431	30,337	23.8
船員保険	62	82	144	0.1
共済組合	4,394	4,629	9,023	7.1
国保	39,492	・	39,492	31.0
後期高齢者医療	13,458	・	13,458	10.5
生活保護法適用者	・	・	1,655	1.3

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成21年4月1日現在（確定値）による。

2. 生活保護法適用者は、「福祉行政報告例（平成21年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。

3. 組合健保は速報値である。

第2表 制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
10	37,575	59	32,578	259	10,139	45,454	・
11	37,321	51	32,115	244	10,091	46,581	・
12	36,758	47	31,677	228	10,013	47,628	・
13	36,299	41	31,018	212	9,937	48,953	・
14	35,851	34	30,568	198	9,790	50,297	・
15	35,522	31	30,144	185	9,739	51,236	・
16	35,616	28	29,990	174	9,711	51,579	・
17	35,650	25	30,119	168	9,587	51,627	・
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	17	30,337	144	9,023	39,492	13,458

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 平成20年度の組合健保は速報値である。

第3表 被用者保険の制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
10	19,685	38	15,650	94	4,538	40,006
11	19,527	34	15,394	89	4,522	39,566
12	19,451	31	15,182	84	4,494	39,242
13	19,124	28	14,936	78	4,474	38,641
14	18,812	22	14,790	73	4,434	38,132
15	18,815	19	14,655	69	4,431	37,991
16	18,931	17	14,787	66	4,449	38,250
17	19,156	15	15,054	65	4,424	38,715
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,394	39,868

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 平成20年度の組合健保は速報値である。

(3) 標準報酬月額 averages

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第4表である。平成20年度末の協会けんぽは28万5千円、組合健保は37万1千円、船員保険は39万4千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽと共済組合は減少しており、組合健保と船員保険は増加している。また、国保（市町村）適用世帯の総所得は年額で168万円となっている。

協会けんぽ、組合健保、船員保険の標準報酬月額の平均の対前年度増加率の推移をみたものが、第1図である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成18年度以降は船員保険の方が協

会けんぽ、組合健保に比べ高くなっている。過去10年間の年度平均増加率は、船員保険は0.5%の増加となっており、協会けんぽは0.2%の減少、組合健保は0.1%の増加となっている。

なお、平成15年度における船員保険の伸び率の増加は早見表廃止の影響によるものである。

第4表 制度別標準報酬月額の前年伸び率（年度末現在）

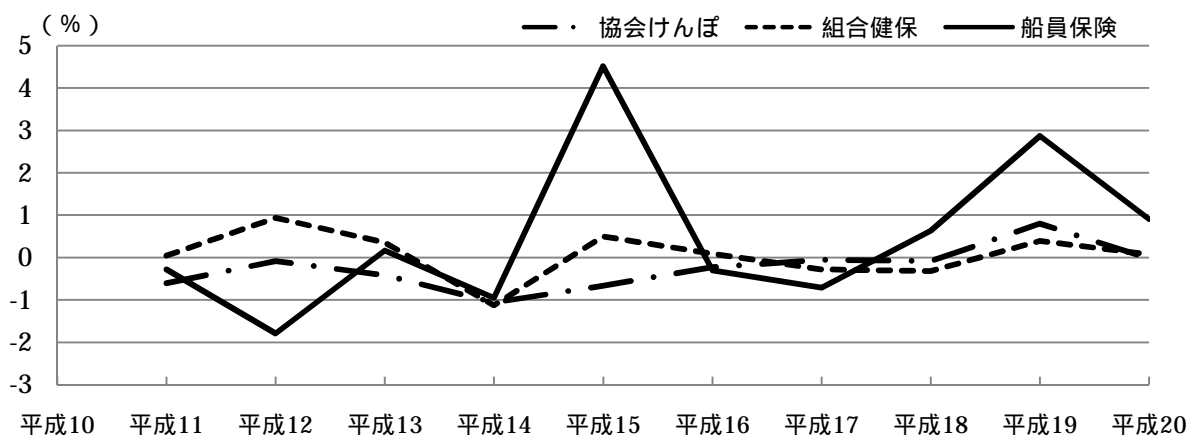
年度	協会けんぽ 円	法第3条第2項 (日額) 円	組合健保 円	船員保険 円	共済組合 円	国保 千円	後期高齢者医療 千円
10	292,492	12,804	369,053	375,800	428,950	2,081	・
11	290,719	12,754	369,209	374,737	441,284	2,088	・
12	290,472	12,928	372,650	368,028	435,349	1,975	・
13	289,250	12,807	373,956	368,645	439,301	1,909	・
14	286,186	12,746	369,726	365,140	434,960	1,764	・
15	284,274	12,360	371,556	381,630	430,901	1,701	・
16	283,624	12,348	371,872	380,463	430,139	1,650	・
17	283,466	12,577	370,811	377,765	430,792	1,687	・
18	283,218	12,721	369,609	380,146	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,303	394,589	-	1,680	887
	%	%	%	%	%	%	%
11	0.6	0.4	0.0	0.3	2.9	0.3	・
12	0.1	1.4	0.9	1.8	1.3	5.4	・
13	0.4	0.9	0.4	0.2	0.9	3.3	・
14	1.1	0.5	1.1	1.0	1.0	7.6	・
15	0.7	3.0	0.5	4.5	0.9	3.6	・
16	0.2	0.1	0.1	0.3	0.2	3.0	・
17	0.1	1.9	0.3	0.7	0.2	2.2	・
18	0.1	1.1	0.3	0.6	0.9	1.2	・
19	0.8	3.6	0.4	2.9	0.1	0.1	・
20	0.0	1.9	0.1	0.9	-	0.7	・
10年平均	0.2	0.1	0.1	0.5	-	2.1	・

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。

3. 平成20年度の組合健保は速報値である。

第1図 標準報酬月額の前年増加率の推移（年度末現在）



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

(4) 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、第5表である。協会けんぽは、平成9年度以降、健康保険法の改正、医療費改定の影響や加入者数の減少等により減少傾向にあったが、平成16年度からは加入者数の増加等により増加している。国保は大幅な増加傾向となっている。なお、平成12年度

の後期高齢者医療（老人保健）の減少は介護保険制度導入の影響によるものである。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、第6表である。平成20年度の協会けんぽは14万8千円、組合健保は13万円、船員保険は18万円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは2.2%、組合健保は2.0%、船員保険は3.1%増

加している。

船員保険と協会けんぽ、組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度増加率の推移をみたものが、第2図である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成17年度以降は船員保険の方

が協会けんぽ、組合健保に比べ高めに推移している。過去10年間の年度平均増加率は、船員保険は1.3%、協会けんぽは0.7%、組合健保は1.2%の増加となっている。

第5表 制度別医療費総額の推移（4月～翌年3月）

(単位：億円)

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
10	49,453	101	36,766	389	11,645	71,298	108,932	278,585
11	48,661	87	36,470	370	11,694	73,499	118,040	288,821
12	48,645	80	36,519	347	11,839	75,437	111,997	284,864
13	48,912	74	36,822	327	11,970	77,574	116,560	292,241
14	47,330	60	36,052	296	11,815	77,805	117,300	290,659
15	46,289	43	35,488	277	11,816	84,735	116,523	295,173
16	47,127	40	35,906	264	11,790	90,278	115,763	301,169
17	48,450	38	36,759	264	12,222	96,946	116,443	311,121
18	48,941	34	37,186	256	12,054	100,333	112,594	311,397
19	50,661	27	38,402	262	12,153	106,287	112,753	320,546
20	51,879	23	39,489	263	-	108,209	114,145	-

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 共済組合は、2月～翌年1月である。

3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

4. 後期高齢者医療は、3月～翌年2月である。

5. 平成20年度の組合健保と船員保険は速報値である。

第6表 制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
10	138,171	173,327	114,633	157,751	120,172	204,311	800,694
11	137,345	170,641	115,844	159,666	121,362	207,330	832,108
12	138,414	177,783	117,784	160,324	123,651	210,161	757,856
13	140,945	183,887	120,614	161,584	126,194	213,425	756,618
14	138,344	174,801	120,213	157,419	126,262	209,559	736,512
15	136,382	145,323	120,108	157,975	126,697	219,340	752,721
16	138,402	145,533	122,200	160,047	126,953	228,008	780,206
17	141,570	150,950	124,790	164,910	132,320	241,318	821,403
18	141,797	154,025	124,753	166,297	132,338	248,031	832,373
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,443	869,604
20	148,216	141,297	129,672	180,138	-	272,404	865,146
	%	%	%	%	%	%	%
11	0.6	1.5	1.1	1.2	1.0	1.5	3.9
12	0.8	4.2	1.7	0.4	1.9	1.4	8.9
13	1.8	3.4	2.4	0.8	2.1	1.6	0.2
14	1.8	4.9	0.3	2.6	0.1	1.8	2.7
15	1.4	16.9	0.1	0.4	0.3	4.7	2.2
16	1.5	0.1	1.7	1.3	0.2	4.0	3.7
17	2.3	3.7	2.1	3.0	4.2	5.8	5.3
18	0.2	2.0	0.0	0.8	0.0	2.8	1.3
19	2.2	3.6	1.9	5.1	1.6	6.2	4.5
20	2.2	4.8	2.0	3.1	-	3.4	0.5
10年平均	0.7	2.0	1.2	1.3	-	2.9	0.8

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

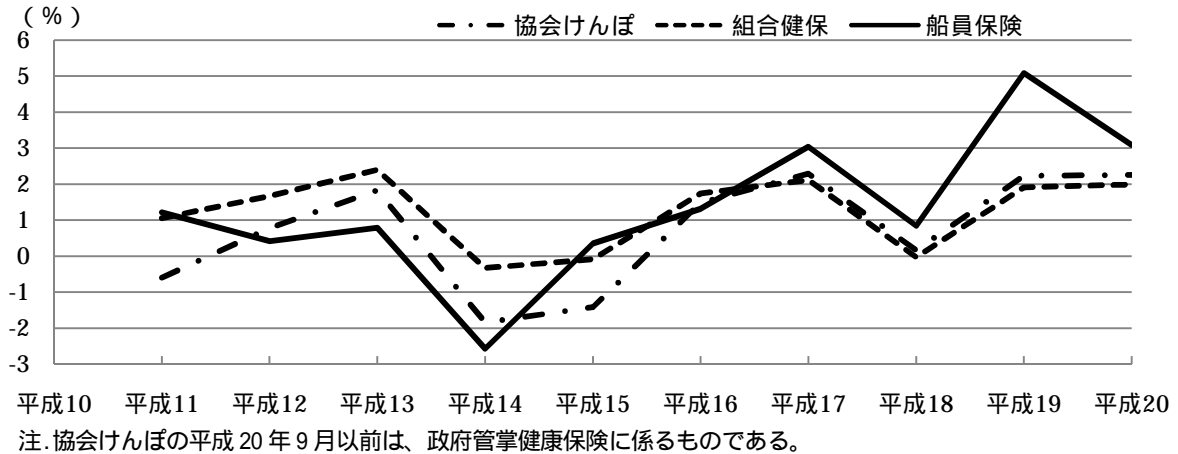
2. 共済組合は、2月～翌年1月である。

3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

4. 後期高齢者医療は、3月～翌年2月である。

5. 平成20年度の組合健保と船員保険は速報値である。

第2図 加入者1人当たり医療費の伸び率の推移



2. 船員保険概要

(1) 適用状況

平成20年度末の船舶所有者数は6,155であり、対前年度比0.3%減少している。

被保険者(疾病部門適用者)数は6万2千人で、対前年度比1千人(1.5%)の減少である。

被保険者数を船舶種別に見ると、汽船等が4万人で対前年度比1.1%減、漁船(い)は1千人で対前年度比3.8%増、漁船(ろ)は1万7千人で対前年度比4.0%減、疾病任意継続被保険者数は4千人で対前年度比4.3%増となっている。(第3図)

被扶養者数は8万2千人であり、対前年度比1万2千人(13.0%)減少し、扶養率は1.334となっている。被扶養者数が大幅に減少したのは、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、これまで船員保険の被扶養者であった75歳以上の者等

が、後期高齢者医療制度の被保険者になったことが主な要因である。

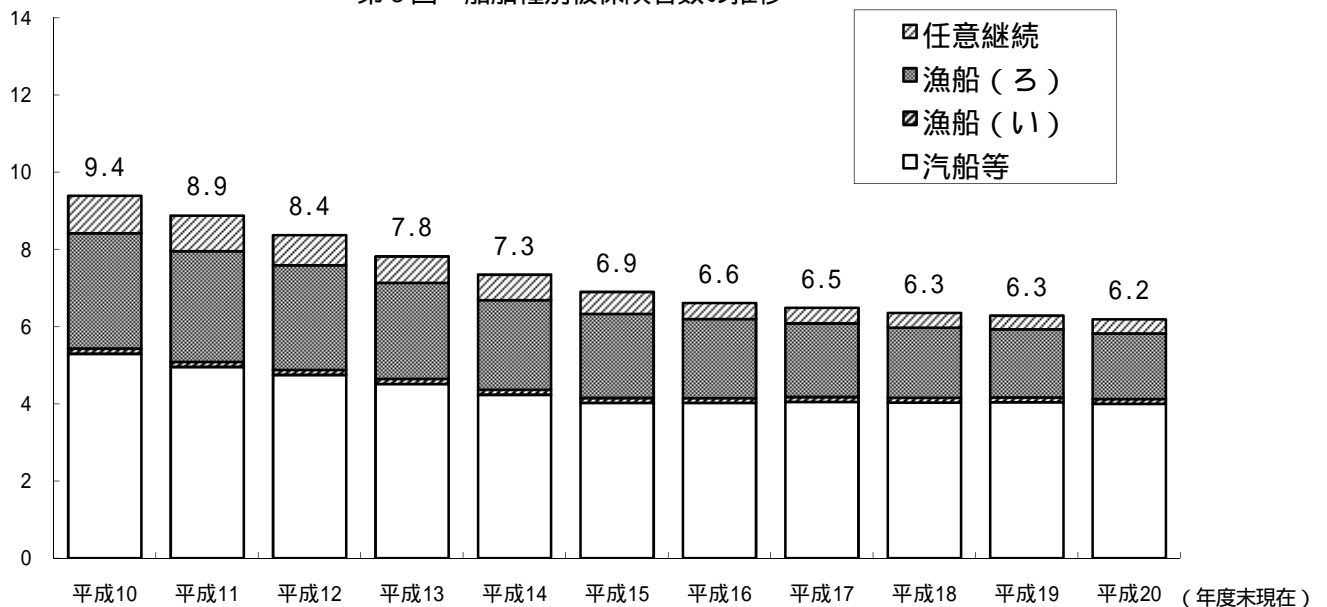
加入者の平均年齢(平成20年9月末現在)は、強制適用被保険者が47.7歳、被扶養者が35.8歳であり、前年同月と同様となっている。

強制適用被保険者の標準報酬月額平均は398,822円であり、前年度末に比べ0.8%増加している。強制適用被保険者について船舶種別に標準報酬月額別の分布を見ると、船員保険全体では第27級(41万円)が7.6%で最も多い。船舶種別に見ると汽船等は第27級(41万円)が最も多く、漁船(い)と(ろ)では第22級(30万円)が最も多い。上限の第47級(121万円)の割合は1.4%となっている。(第4図)

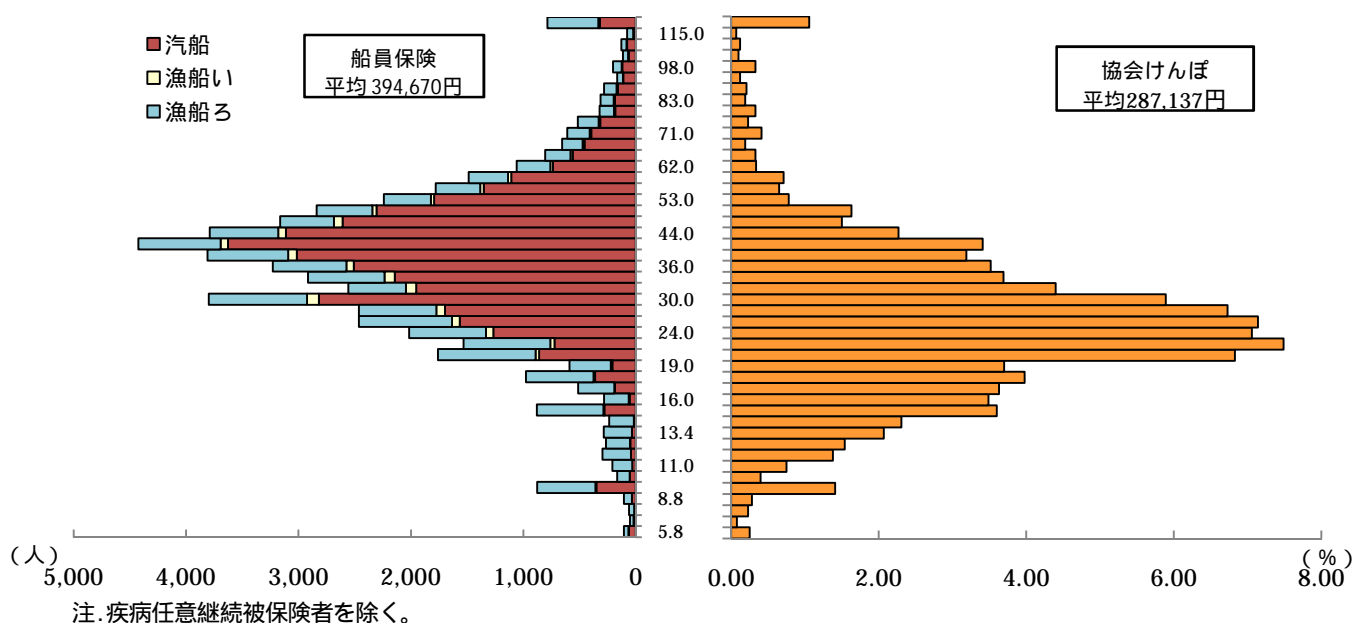
平成20年度の標準賞与額の平均は53万2千円で、対前年度比1.0%増である。

(万人)

第3図 船舶種別被保険者数の推移



第4図 標準報酬月額別被保険者数（平成20年度末）

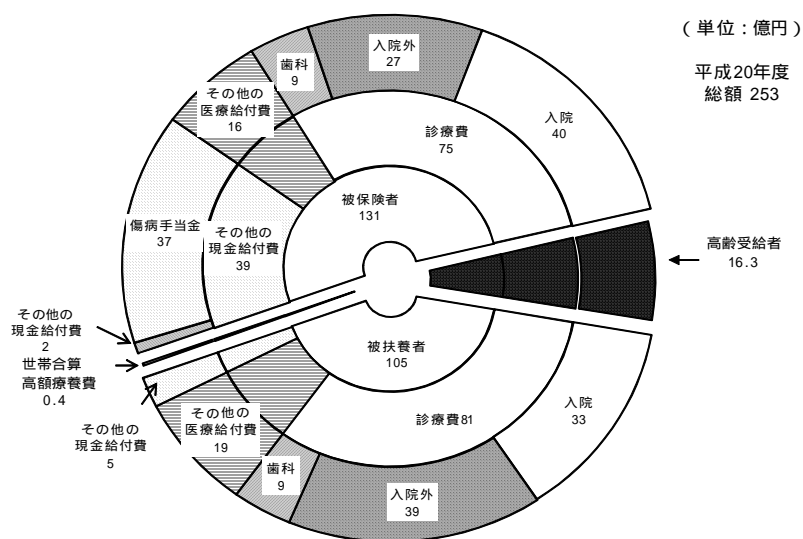


(2) 給付決定状況

平成20年度の保険給付費は253億円、対前年度比0.8%の減となっている。保険給付費の内訳をみると、医療給付費は209億円で保険給付費の82.5%を占めている。また、傷病手当金は37億円でその他の現金給付費44億円のうちの84.6%、保険給付費のうち14.8%を占めている。(第5図)

被保険者（年度平均）1人当たり保険給付費は402,796円であり、前年度に比べ0.5%増加している。1人当たり保険給付費を被保険者分・被扶養者分別にみると、被保険者分は医療給付費146,571円、その他の現金給付費62,330円、被扶養者分は医療給付費120,414円、その他の現金給付費6,002円、高齢受給者の医療給付費は508,038円となっている。

第5図 保険給付費の内訳



(3) 収支状況

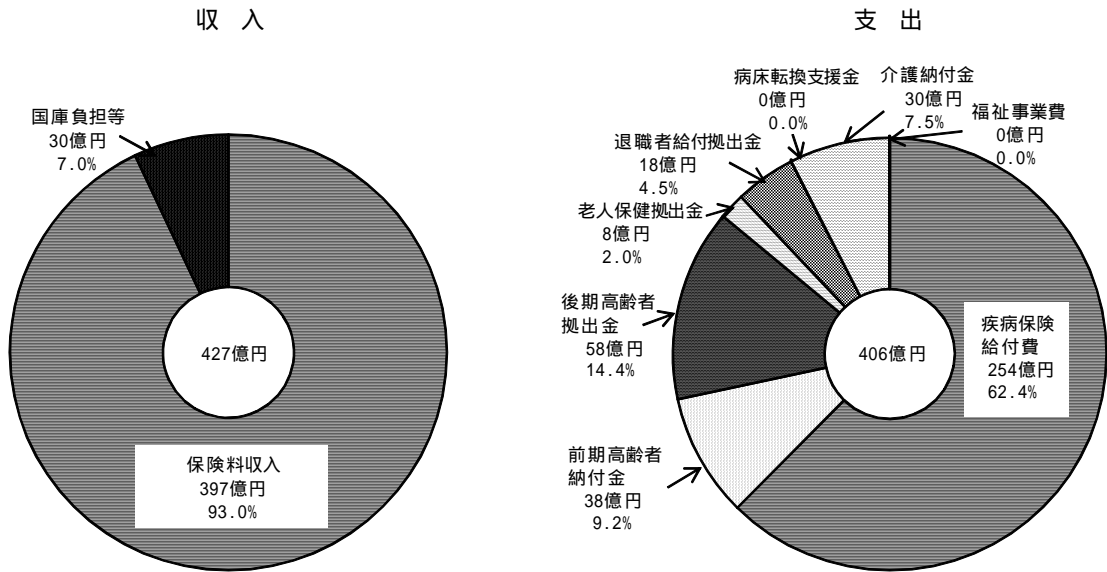
平成20年度決算の疾病部門の単年度の収入と支出の状況を見ると、収入総額427億円に対し、支出総額は406億円であり、差し引き21億円の黒

字となっている。収入の内訳は保険料収入が397億円、国庫負担が30億円となっており、構成比は保険料収入が93.0%、国庫補助等が7.0%である。支出の内訳は疾病保険給付費が254億円、前期高

齡者納付金が 38 億円、後期高齢者支援金が 58 億円、退職者給付拠出金が 18 億円、老人保健拠出金

が 8 億円、介護納付金が 30 億円となっている。(第 6 図)

第 6 図 疾病部門収支状況



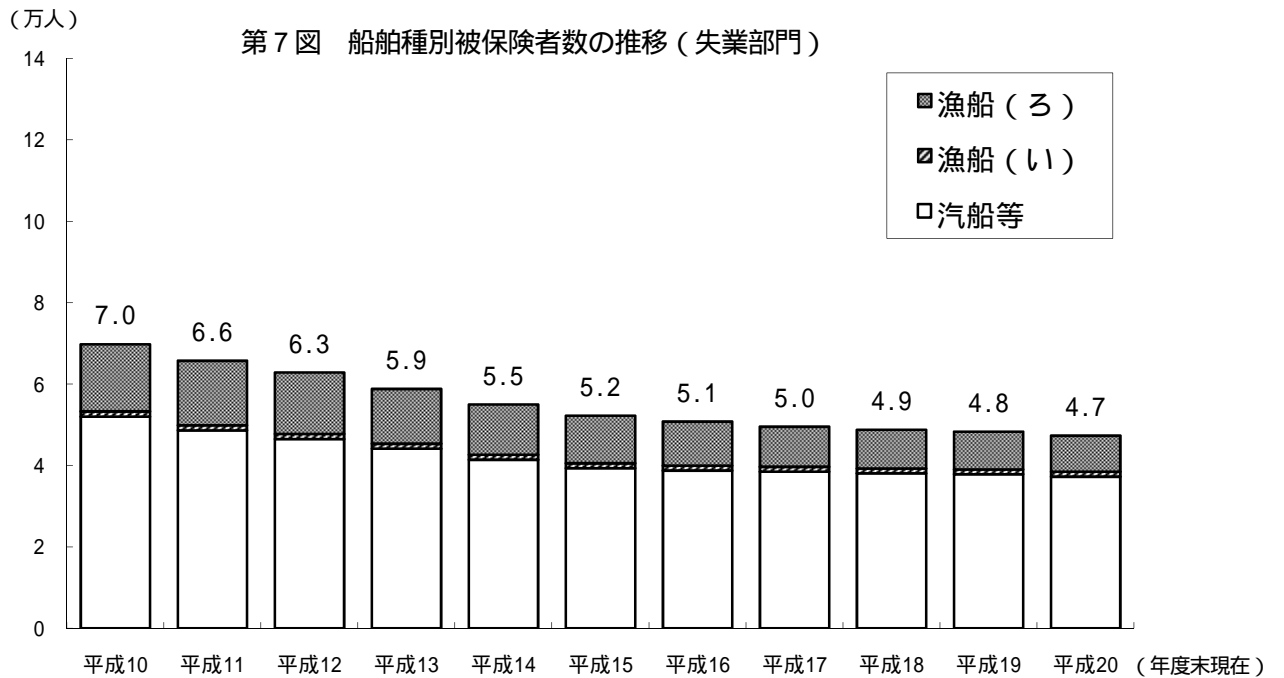
(4) 失業部門

平成 20 年度末の失業部門適用被保険者数は 4 万 7 千人、対前年度比 2.1%減である。被保険者数は平成 10 年度以降減少傾向にある。標準報酬月額平均は 424,254 円、対前年度比 1.0%増であり、疾病部門（疾病任意継続被保険者を除く）と比べると、標準報酬月額の高い汽船等の割合が多いため 6.4%高い。(第 7 図)

船舶所有者数は 3,832 で、疾病部門と比べて 62.3%となっており、被保険者数は疾病部門（強制適用）の 81.3%となっている。

失業部門適用率の推移を被保険者でみると、平成 7 年度以降おおむね減少傾向にある。

(第 8 図)



第8図 失業部門適用率

